

Z-71-F 〔第一問〕 解答

問1 計30点

(1)

1 内容

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。以下同じ。）若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、その課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又はその課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（その調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、その事業者（相続、合併及び分割によりその調整対象固定資産に係る事業を承継した者を含み、これらの者のうち免税事業者を除く。）が第3年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合（課税売上割合に準ずる割合の適用を受けた場合には、その割合。以下同じ。）に対して著しく増加又は減少した場合に該当するときは、下記2に掲げる金額をその者のその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算又は控除する。

この場合において、その加算又は控除した後の金額をその課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2 調整税額

(1) 著しく増加した場合・・・②に掲げる合計額から①に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額

(2) 著しく減少した場合・・・①に掲げる合計額から②に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額

① 調整対象基準税額にその仕入れ等の課税期間における課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額（仕入れ等の課税期間において課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）

② 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額

3 著しく変動した場合

(1) 著しく増加した場合

仕入れ等の課税期間における課税売上割合のうちに通算課税売上割合から仕入れ等の課税期間における課税売上割合を控除した割合の占める割合が50%以上であり、かつ、その通算課税売上割合からその仕入れ等の課税期間における課税売上割合を控除した割合が5%以上である場合とする。

(2) 著しく減少した場合

仕入れ等の課税期間における課税売上割合のうち仕入れ等の課税期間における課税売上割合から通算課税売上割合を控除した割合の占める割合が50%以上であり、かつ、その仕入れ等の課税期間における課税売上割合からその通算課税売上割合を控除した割合が5%以上である場合とする。

4 控除しきれない場合

上記1の規定により、上記2①に掲げる合計額から上記2②に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、その第3年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

(2)

1 法人の確定申告書の提出期限の特例

法人税法による確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度（法人税法の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限は、原則にかかわらず、その課税期間末日の翌日から3月以内とする。

(3)

1 電子情報処理組織による申告の特例

特定法人（事業年度開始の時点における資本金等の額が1億円を超える法人等をいう。）である事業者（免税事業者を除く。）は、納税申告書等により行うこととされ、又は納税申告書等に添付書類を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する申告については、原則にかかわらず、申告書記載事項又は添付書類記載事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならない。

2 特定法人

特定法人とは、次の法人をいう。

- (1) 事業年度開始の日における資本金の額又は出資の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社
- (3) 投資法人
- (4) 特定目的会社
- (5) 国又は地方公共団体

問2 計20点

(1)について

(選択欄) 誤

(理由)

① 特定役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

なお、演劇その他の一定の役務の提供は、演劇等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

② 個人事業者Xは、職業運動家に該当しないため、法人AがXから受ける競技指導に係る役務の提供は、特定役務の提供に該当しない。

(2)について

(選択欄) 正

(理由)

① 社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動として行われるものを除く。）には、消費税を課さない。

② 社会福祉法人Bが販売した物品は、生産活動としての作業に基づいて作製されたものであり、非課税取引に該当するものでないため、課税資産の譲渡等に該当し、Bの收受した対価は課税資産の譲渡等の対価となる。

(3)について

(選択欄) 誤

(理由)

① 課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

② 法人Cの国外に所有する土地の売却は、課税資産の譲渡等に該当するため、弁護士Yに支払ったその土地の売却のための国内におけるコンサルティングに係る手数料は、課税資産の譲渡等のみ要するものに区分される。

(4)について

(選択欄) 誤

(理由)

① 簡易課税制度の事業区分において、卸売業は第一種事業、小売業は第二種事業に該当する。

② テナントの売上げをデパートの売上げとして認識し、テナントで売り上げたものについてデパートはテナントからの仕入れを計上する、いわゆる消化仕入れの方式によっている場合、法人Dのデパートに対する売上げは、卸売業として第一種事業に該当する。

Z-71-F 〔第二問〕 解答

問1 計40点

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程		(単位：円)
(1)①	$(23,756,092 - 1,382,224 - 327,981) \times \frac{100}{110} = 20,041,715$	
②	$1,382,224 \times \frac{100}{108} = 1,279,837$	
③	$\{(86,744,369 - 23,756,092) - (811,925 - 327,981)\} \times \frac{100}{108} = 57,874,382$	
④	①+②+③=79,195,934	
(2)①	$(604,903 - 19,863) \times \frac{100}{110} = 531,854$	
②	$19,863 \times \frac{100}{108} = 18,391$	
③	$(2,339,612 - 604,903) \times \frac{100}{108} = 1,606,212$	
④	①+②+③=2,156,457	
(3)	(1) - (2) = 77,039,477	
判定式	77,039,477 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8%	
①	酒類等小売業	
	$22,523,739 + 67,598 + 118,206 + (260,549 - 83,229) + 28,620 + 8,263,590 + 38,295 + 36,657,899 + 230,002$	
	$+ 112,199 + 16,929,238 + 216,700 + 198,322 \times * + 609,400 + 77,155 + 33,622 = 86,281,905$	
	*みなし譲渡 $198,322 > 263,238 \times 50\%$	∴ 198,322
②	不動産賃貸業	
	$4,158,000 + 452,100 = 4,610,100$	
③	①+②=90,892,005	
	$90,892,005 \times \frac{100}{110} = 82,629,095 \rightarrow 82,629,000$ (千円未満切捨)	

計 算 過 程		(単位：円)
(2) 6.24% (酒類等小売業)		
$(205,034 - 67,598) + (1,514,518 - 118,206) + 2,629,122 + 83,229 + (921,003 - 112,199) + 886,237 = 5,941,140$		
$5,941,140 \times \frac{100}{108} = 5,501,055 \rightarrow 5,501,000$ (千円未満切捨)		
(3) (1) + (2) = 88,130,000		
金額	88,130,000 円	

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
$82,629,000 \times 7.8\% = 6,445,062$		
(2) 6.24%		
$5,501,000 \times 6.24\% = 343,262$		
(3) (1) + (2) = 6,788,324		
金額	6,788,324 円	

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

【課税売上割合、課税売上割合に準ずる割合】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 酒類等小売業 (課税売上割合に準ずる割合)		
① 課税売上高		
(イ)	$86,281,905 \times \frac{100}{110} + 5,501,055 = 83,939,150$	
(ロ)イ	$836,524 + 1,486,445 + 118,405 = 2,441,374$	
	$2,441,374 \times \frac{100}{110} = 2,219,430$	
ロ	$72,887 + 30,503 = 103,390$	
	$103,390 \times \frac{100}{108} = 95,731$	
ハ	イ + ロ = 2,315,161	
(ハ)	(イ) - (ロ) = 81,623,989	

② 非課税売上高

$$689,676 + (205,282 - 28,620) = 866,338$$

$$\textcircled{3} \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1}+\textcircled{2}} = \frac{81,623,989}{82,490,327}$$

(2) 不動産賃貸業

① 課税売上高

$$4,610,100 \times \frac{100}{110} = 4,191,000$$

② 非課税売上高

$$16,715,690 + 462,000 = 17,177,690$$

$$\textcircled{3} \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1}+\textcircled{2}} = \frac{4,191,000}{21,368,690}$$

(3) 課税売上割合

① 課税売上高

(イ) $82,629,095 + 5,501,055 = 88,130,150$

(ロ) $2,315,161$

(ハ) $(イ) - (ロ) = 85,814,989$

② 非課税売上高

$$866,338 + 17,177,690 = 18,044,028$$

$$\textcircled{3} \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1}+\textcircled{2}} = \frac{85,814,989}{103,859,017} \approx 82.6\% < 95\% \quad \therefore \text{按分計算が必要}$$

課税売上割合	$\frac{85,814,989}{103,859,017}$
課税売上割合に準ずる割合 (酒類等小売業分)	$\frac{81,623,989}{82,490,327}$
課税売上割合に準ずる割合 (不動産賃貸業分)	$\frac{4,191,000}{21,368,690}$

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程

(単位：円)

(1) 7.8%

① 区分経理及び税額

(イ) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

イ 課税仕入れに係る消費税額

54,835,374 + 222,128 + 179,803 + 126,536 + 20,909 + 7,407,232 + 234,945 + 319,886 + 86,120 + 783,656

100,901 + 418,556 + 425,618 + 228,459 + 22,000 + 119,980 + 184,580 + 1,280,400 + 343,200 = 67,340,283

$67,340,283 \times \frac{7.8}{110} = 4,775,038$

ロ 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$487,862 \times \frac{7.8}{110} = 34,593$

ハ イ - ロ = 4,740,445

(ロ) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

7,040 + 79,420 + 1,625,000 + 123,200 + 135,520 = 1,970,180

$1,970,180 \times \frac{7.8}{110} = 139,703$

(ハ) 共通して要するもの

イ 酒類等小売業

(582,119 - 100,901) + (570,489 - 425,618) + 270,001 + 66,917 + 58,640

(339,964 - 22,000 - 30,000 - 58,751) + (339,992 - 7,040) + (227,263 - 127,606) + 221,250 + 2,006,400

+ 56,956 = 3,968,075

$3,968,075 \times \frac{7.8}{110} = 281,372$

ロ 不動産賃貸業

$986,040 \times \frac{7.8}{110} = 69,919$

ハ イ + ロ = 351,291

(ニ) 合計

イ 課税仕入れに係る消費税額

67,340,283 + 1,970,180 + 3,968,075 + 986,040 = 74,264,578

$74,264,578 \times \frac{7.8}{110} = 5,266,033$

ロ 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

34,593

ハ イ - ロ = 5,231,440

② 個別対応方式

$$\textcircled{1}(\text{イ}) + \textcircled{1}(\text{ハ}) \text{イ} \times \frac{81,623,989}{82,490,327} + \textcircled{1}(\text{ハ}) \text{ロ} \times \frac{4,191,000}{21,368,690} = 5,032,575$$

③ 一括比例配分方式

$$\textcircled{1}(\text{ニ}) \times \frac{85,814,989}{103,859,017} = 4,322,551$$

(2) 6.24%

① 区分経理及び税額

(イ) 課税資産の譲渡等により要するもの

イ 課税仕入れに係る消費税額

$$(327,205 - 222,128) + (1,403,895 - 179,803) + 2,166,886 + 54,087 = 3,550,142$$

$$3,550,142 \times \frac{6.24}{108} = 205,119$$

ロ 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$34,782 \times \frac{6.24}{108} = 2,009$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} - \text{ロ} = 203,110$$

(ロ) 共通して要するもの

$$58,751 \times \frac{6.24}{108} = 3,394$$

(ハ) 合計

イ 課税仕入れに係る消費税額

$$3,550,142 + 58,751 = 3,608,893$$

$$3,608,893 \times \frac{6.24}{108} = 208,513$$

ロ 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$2,009$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} - \text{ロ} = 206,504$$

② 個別対応方式

$$\textcircled{1}(\text{イ}) + \textcircled{1}(\text{ロ}) \times \frac{81,623,989}{82,490,327} = 206,468$$

③ 一括比例配分方式

$$\textcircled{1}(\text{ハ}) \times \frac{85,814,989}{103,859,017} = 170,626$$

(3) 選択

① 個別対応方式

$$(1)\textcircled{2} + (2)\textcircled{2} = 5,239,043$$

計 算 過 程		(単位：円)
② 一括比例配分方式		
(1) ③ + (2) ③ = 4,493,177		
③ ① > ② ∴ 5,239,043		
金額	5,239,043 円	

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
$2,441,374 \times \frac{7.8}{110} = 173,115$		
(2) 6.24%		
$103,390 \times \frac{6.24}{108} = 5,973$		
(3) (1) + (2) = 179,088		
金額	179,088 円	

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$197,619 \times \frac{7.8}{110} = 14,012$		
金額	14,012 円	

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8%	
	$6,445,062 - (5,032,575 + 173,115 + 14,012) = 1,225,360$	
(2)	6.24%	
	$343,262 - (206,468 + 5,973) = 130,821$	
(4)	(1) + (2) = 1,356,181 → 1,356,100(百円未満切捨)	
	金額	1,356,100 円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	一月中間申告	
	$\frac{1,229,400}{12} = 102,450 \leq 4,000,000$ ∴適用なし	
(2)	三月中間申告	
	$\frac{1,229,400}{12} \times 3 = 307,350 \leq 1,000,000$ ∴適用なし	
(3)	六月中間申告	
①	判定	
	$\frac{1,229,400}{12} \times 6 = 614,700 > 240,000$ ∴適用あり	
②	中間納付税額	
	614,700	
(4)	(1) + (2) + (3) = 614,700	
	金額	614,700 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
1,356,100－614,700＝741,400		
金 額		741,400 円

問2 計10点

I 建物Aについて

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 居住用賃貸建物の判定 $64,350,000 \times \frac{100}{110} = 58,500,000 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$			
(2) 課税賃貸割合 ① 課税 $6,259,000 + 5,170,000 = 11,429,000$ $11,429,000 \times \frac{100}{110} = 10,390,000$ ② 非課税 $43,000 + 2,600,000 + 1,750,000 = 4,393,000$ ③ $\frac{\text{①}}{\text{①}+\text{②}} = \frac{10,390,000}{14,783,000}$			
(3) 調整税額 ① $64,350,000 \times \frac{7.8}{110} = 4,563,000$ ② $4,563,000 \times \frac{2}{3} = 3,042,000$ ③ $3,042,000 \times \frac{10,390,000}{14,783,000} = 2,138,022$			
仕入れに係る消費税額の調整を行うべき課税期間	第22期	調整税額	2,138,022円

Ⅱ 建物Bについて

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 居住用賃貸建物の判定 $38,500,000 \times \frac{100}{110} = 35,000,000 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$			
(2) 課税賃貸割合 ① 課税 $990,000 + 1,980,000 = 2,970,000$ $2,970,000 \times \frac{100}{110} = 2,700,000$ ② 非課税 $4,800,000 + 4,800,000 + 3,960,000 = 13,560,000$ ③ $\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = \frac{2,700,000}{16,260,000}$			
(3) 調整税額 ① $38,500,000 \times \frac{7.8}{110} = 2,730,000$ ② $2,730,000 \times \frac{2,700,000}{16,260,000} = 453,321$			
仕入れに係る消費税額の調整を行うべき課税期間	第23期	調整税額	453,321円

Ⅲ 建物Cについて

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 居住用賃貸建物の判定 $10,780,000 \times \frac{100}{110} = 9,800,000 < 10,000,000 \quad \therefore \text{該当しない}$			
(2) 調整対象固定資産の判定 $9,800,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$			
(3) 転用			
① 調整対象税額 $10,780,000 \times \frac{7.8}{110} = 764,400$			
② 調整税額 $764,400 \times \frac{2}{3} \text{ (注)} = 509,600 \text{ (加算)}$			
(注) 令和3年11月1日～令和4年11月1日 → 1年超2年以内 $\therefore \frac{2}{3}$			
仕入に係る消費税額の調整を行うべき課税期間	第22期	調整税額	509,600円

【仮計表】(単位：円)

《課税仕入れ》	《仕入返還等》	《課税売上げ》	《売上返還等》
課税資産の譲渡等 にのみ要するもの (7.8%)	(7.8%)	【酒類等小売業】 (7.8%)	(7.8%)
酒類仕入 54,835,374	酒類・料理酒 487,862	店舗酒類 22,523,739	店舗酒類 836,524
不可飲処置なし料理酒仕入 222,128		店舗不可飲処置なし料理酒 67,598	配達酒類 1,486,445
みりん仕入 179,803		店舗みりん 118,206	インターネット酒類 118,405
ギフトセット(10%)仕入 126,536		店舗ギフトセット △8% 83,229	
包装材料仕入 20,909		店舗ゆうパック包装材料 28,620	
たばこ仕入 7,407,232		店舗たばこ 8,263,590	
レジ袋、化粧箱仕入 234,945		店舗レジ袋 38,295	
軽トラックガソリン 319,886		配達酒類 36,657,899	
梱包材 86,120		配達不可飲処置なし料理酒 230,002	
Y社運賃 783,656		配達みりん 112,199	
店舗水道光熱費(酒類等) 100,901		インターネット酒類 16,929,238	
倉庫水道光熱費 418,556		インターネット化粧箱 216,700	
出張旅費 425,618		自家消費 198,322	
ホームページ費用 228,459		(198,322 > 263,328 × 50%)	
得意先贈答用装花 22,000		配送料 609,400	
配達業務従業員通勤手当 119,980		自動販売機設置手数料 77,155	
インターネット販売従業員通勤手当 184,580		郵便切手類販売手数料 33,622	
倉庫家賃 1,280,400		(6.24%)	(6.24%)
マンション防犯システム使用料 343,200		店舗料理酒 205,034	店舗飲食料品 72,887
(6.24%)	(6.24%)	△不可飲処置なし料理酒 67,598	配達調味料等 30,503
料理酒仕入 327,205	調味料・飲食料品 34,782	店舗調味料 1,514,518	
△不可飲処理なし料理酒仕入 222,128		△みりん 118,206	
調味料仕入 1,403,895		店舗その他飲食料品 2,629,122	
△みりん仕入 179,803		店舗ギフトセット(8%) 83,229	
その他飲食料品仕入 2,166,886		配達調味料 921,003	
ギフトセット(8%)仕入 54,087		△みりん 112,199	
		配達その他飲食料品 886,237	
その他の資産の譲渡等 にのみ要するもの (7.8%)		【不動産賃貸業】 (7.8%)	
ビール券用ギフト券袋 7,040		マンション店舗部分 4,158,000	
マンション原状回復費 79,420		月極駐車場 452,100	
マンションビニル床シート張替 1,625,000			
マンション広告費用 123,200			
マンション仲介手数料 135,520			
共通して要するもの 【酒類等小売業】 (7.8%)		《非課税売上げ》 【酒類等小売業】	
店舗水道光熱費 582,119		店舗ビール券 689,676	
△店舗水道光熱費(酒類等) 100,901		店舗郵便切手類 205,282	
旅費交通費 570,489		△ゆうパック包装材料 28,620	
△出張旅費 425,618		【不動産賃貸業】	
通信費 270,001		マンション居住部分 16,715,690	
エコバッグ作成 66,917		マンション礼金 462,000	
デジタルサイネージ掲載 58,640			
接待交際費 339,964			
△得意先贈答用装花 22,000			
△祝金 30,000			
△軽減対象品目 58,751			
消耗品費 339,992			
△ビール券用ギフト券袋 7,040			
福利厚生費 227,263			
△労働保険料 127,606			
店舗従業員通勤手当 221,250			

店舗家賃	2,006,400		
雑費 (6.24%)	56,956		
接待交際費(軽減対象品目)	58,751		
【不動産賃貸業】 (7.8%)			
マンション管理費	986,040		
《売上返還等》 (7.8%)			《貸倒れ回収》
店舗酒類	836,524		
配達酒類	1,486,445		
インターネット酒類 (6.24%)	118,405		
店舗飲食料品	72,887		
配達調味料等	30,503		
《貸倒れ》 売掛金(7.8%)		197,619	
《中間納付税額》 前課税期間確定消費税額		1,229,400	